

表彰規定

(目的)

第1条 本規定は、ブラウンハイム管理組合理約（以下「規約」という。）第33条に基づき、管理組合業務の遂行に著しい貢献を行った個人及びグループに対して管理組合が行う表彰について定めるものである。

(表彰の対象)

第2条 管理組合は、以下の各号に該当する個人、又はグループを本規定の定めに従って表彰することができる。

- 一 管理組合の業務遂行に永年にわたって著しく貢献した個人、又はグループ
- 二 管理組合業務を支援する上で著しく貢献のあった個人、グループ
- 三 その他理事会が表彰を必要と認めた個人、グループ

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、以下の各号に定めるものとする。

- 一 理事長名による貢献を称える表彰状の授与
 - 二 金一封を添えた理事長名による貢献を称える表彰状の授与
 - 三 その他記念品などの授与
- 2 本条前項に定める金一封及び記念品の費用は、当年度の管理運営費から支出するものとする。
- 3 本条前項に定める金一封及び記念品の金額は、授与する時点における社会通念を超えるものであってはならないものとする。

(表彰対象者及び表彰の種類の設定)

第4条 表彰対象者及び表彰の種類は、一名以上の理事の提案を受けて、理事会で審議して決定するものとする。

- 2 本条前項の提案を行う理事は、表彰の種類及びその提案事由を文書によって理事会に説明しなければならない。
- 3 表彰対象者及び表彰の種類は、理事会の満場一致をもって有効とする。
- 4 管理組合は、表彰実施前に表彰の内容並びに表彰実施の日程及び場所を所定の場所に掲示して、組合員に公表しなければならない。

(本規定の改廃)

第5条 本規定の改廃並びに運営は、管理組合理事会において行うものとする。

(本規定の発効)

第6条 本規定は、平成21年11月7日の理事会の決議をもって有効となる。但し、本規定発効以前に慣例的に行われた表彰は無効にはならないものとする。

以上